相続税等納税猶予制度に関する調査報告書

下記の者は、租税特別措置法第７０条の６第１項の規定の適用を受ける農業相続人の適格者であり、また、特例適用農地の要件を具備していることに相違ありません。

令和　　年　　月　　日

武蔵村山市農業委員
氏名　　㊞

武蔵村山市農業委員会長　殿

記

１　農業相続人

住所

氏名

２　適用農地等の明細

	町名・大字	丁目・字	地番	面積（㎡）	地目	現況（作付名）
武蔵村山市						